

中華人民共和国王毅国務委員兼外相発言に対する 厳しい抗議を求める意見書

中華人民共和国の王毅国務委員兼外相が、11月24、25日来日し、菅総理や茂木外相らと会談を行った。

11月24日の日中外相会談後の共同記者会見で、尖閣諸島周辺海域における中国海警局船の活動をめぐり中国側に自制を求めたことに対し、王毅国務委員兼外相は、真相が分かっていない一部の日本漁船が魚釣島周辺の敏感な水域に入る事態が発生しており、中国側としてはやむを得ず、非常的な反応をしなければならないと反論し、引き続き自国の主権を守っていくと強調した。

また、尖閣諸島周辺海域に日中双方の公船以外の船舶を入れない事で事態の改善を図る事を提案した。

尖閣諸島は歴史的にも国際法上も日本固有の領土であり、これらの発言及び提案は、当市をはじめ日本の漁船が尖閣諸島周辺海域で操業する権利を侵害する発言であり断じて容認出来るものではないが共同記者会見で、その場にいた茂木外相は直ちに抗議、また我が国の立場を述べる事なく、日本政府が公式に抗議したのは26日の官房長官記者会見であった。

中国海警局船の尖閣諸島領海内にて操業する日本の漁船に対する度重なる接近追尾や接続水域を航行する日数が、先月19日で過去最高となる通算300日に達するなど事態は格段とエスカレートしているにも関わらず、即座に毅然とした対応を取らなかった事は、尖閣諸島領有の正当性を自ら後退させるものに等しい。

よって当市議会は、中華人民共和国の王毅国務委員兼外相の尖閣諸島に関する発言と提案に対し、これまで以上の厳しい抗議を行う事を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年12月14日

石垣市議会

宛先 内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣